

## 徳島県次期税務システムに係る情報提供依頼（R F I）

### 1 情報提供依頼の趣旨

徳島県（以下、「本県」という。）では、税務システムについて、令和４年１月から全国初となる共同利用型のＬＧＷＡＮ－ＡＳＰサービス（以下、「現行システム」という。）を導入した。導入により、大幅な運用保守費の低減を実現したほか、税制改正における職員の負担軽減など、業務の最適化を図ったところである。

このような中、本情報提供依頼は、現行システムの運用保守期間が令和８年１２月３１日で終了することを踏まえ、次期調達において、新システムの導入を含め、幅広く調達方法を検討するため実施するものである。

### 2 現行システムの概要

#### （１）概要

- ・ 現行システムは、共同利用型のＬＧＷＡＮ－ＡＳＰサービスを利用している。
- ・ 利用者は、ＬＧＷＡＮのマイナンバー系ネットワークに属する端末のウェブブラウザを起動し、税務システムのサイト（「lgwan.jp」ドメイン）にアクセスする。詳細は「別紙１構成図」のとおり。
- ・ 現行システムで取り扱う税目等は次のとおり。

| No. | 税目・業務        | No. | 税目・業務        |
|-----|--------------|-----|--------------|
| 1   | 法人県民税        | 11  | 収納管理         |
| 2   | 法人事業税（特別税含む） | 12  | 県たばこ税        |
| 3   | 個人事業税        | 13  | 狩猟税          |
| 4   | 不動産取得税       | 14  | 鉱区税          |
| 5   | ゴルフ場利用税      | 15  | 個人県民税（森林環境税） |
| 6   | 軽油引取税・免税軽油   | 16  | 県民税利子割       |
| 7   | 自動車税種別割      | 17  | 県民税配当割       |
| 8   | 自動車税環境性能割    | 18  | 県民税株式等譲渡所得割  |
| 9   | 軽自動車税環境性能割   | 19  | 地方消費税        |
| 10  | あて名管理        | 20  | 滞納管理         |

（令和７年６月現在）

#### （２）現行システムの機能仕様

現行システムは以下のサブシステムで構成される。詳細は「別紙２機能仕様一覧兼確認表」を参照のこと。

| サブシステム名称     | 概要                                                                      |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 業務共通         | 業務サブシステムが共通的に使用する機能を提供。                                                 |
| あて名          | 税務システムのあて名情報（納税者、課税あて名等）を一元的に管理し、各種入力、照会機能を提供。                          |
| 収納           | 税務システムの収納情報を一元的に管理し、課税サブシステムの調定連携、収納、還付、督促、収納照会機能を提供。                   |
| 滞納           | 税務システムの滞納情報を一元的に管理し、滞納者管理、催告差押予告、財産管理、滞納処分、不能欠損、滞納照会機能を提供。              |
| 軽油引取税        | 軽油引取税の申告、更正、照会等の機能を提供。                                                  |
| 道府県たばこ税      | 道府県たばこ税の申告、更正、照会等の機能を提供。                                                |
| 不動産取得税       | 不動産取得税の随時課税、照会機能を提供。                                                    |
| ゴルフ場利用税      | ゴルフ場利用税の申告、更正、照会等の機能を提供。                                                |
| 法人二税         | 法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税の申告、更正、照会等の機能を提供します。電子申告の連携機能についても標準機能として提供。 |
| 自動車税         | 自動車税（種別割）の定期課税、随時課税、照会機能を提供。また、自動車税環境性能割、軽自動車環境性能割の随時課税、照会機能を提供。        |
| 個人事業税        | 個人事業税の定期課税、随時課税、照会機能を提供。国税連携データの照会機能についても標準機能として提供。                     |
| 鉦区税          | 鉦区税の定期課税、随時課税、照会機能を提供。                                                  |
| 狩猟税          | 狩猟税の申告、更正、照会機能等を提供。                                                     |
| 地方消費税        | 地方消費税の報告書入力（調定情報入力）、照会機能等を提供。                                           |
| 県民税利子割       | 県民税利子割の申告、更正、照会等の機能を提供。                                                 |
| 個人県民税（森林環境税） | 報告書入力（調定情報入力）、照会等の機能を提供。                                                |
| 県民税配当割       | 県民税配当割の申告、更正、照会等の機能を提供。                                                 |
| 県民税譲渡割       | 県民税株式等譲渡割の申告、更正、照会等の機能を提供。                                              |
| 免税証          | 免税軽油使用者証管理、免税証交付等の機能を提供。                                                |

### （３）外部インターフェース仕様

現行システムは、eLTAX、共通納税、OSS、JNKS 等、各種外部システムとデータの送受信を行っている。詳細は「別紙３ 外部インターフェース要件一覧」を参照のこと。

### （４）データの保管期間

現行システムのデータ保管期間は、「別紙４ 情報保存期間一覧兼確認表」のとおり。

### (5) 運用保守に関する仕様

現行システムの運用保守に関する仕様は、「別紙5 運用保守仕様一覧兼確認表」のとおり。

## 3 本県の利用状況

### (1) 利用人数

現行システムの利用拠点及び税務職員の利用者数は次のとおり。(令和7年4月1日時点)

| 拠点名           | 所在地                | 利用者数 |
|---------------|--------------------|------|
| 税務課           | 徳島市万代町 1-1         | 1 2  |
| 東部県税局<徳島庁舎>   | 徳島市新蔵町 1-67        | 5 6  |
| 東部県税局<吉野川庁舎>  | 吉野川市川島町宮島 736-1    | 1 0  |
| 東部県税局<自動車税庁舎> | 徳島市応神町応神産業団地 1-5   | 1 3  |
| 鳴門総合サービスセンター  | 鳴門市撫養町立岩字七枚 128    | 2    |
| 南部総合県民局<阿南庁舎> | 阿南市富岡町あ王谷 46       | 1 2  |
| 南部総合県民局<美波庁舎> | 海部郡美波町奥河内字弁才天 17-1 | 1    |
| 西部総合県民局<美馬庁舎> | 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73 | 8    |
| 西部総合県民局<三好庁舎> | 三好市池田町マチ 2415      | 3    |

※繁忙期等においては、一時的な利用者の庁舎間異動あり。

### (2) 使用機器

使用している端末の仕様は次のとおり。

- ・職員端末、窓口端末（本県が調達・管理する）

システムの利用者は職員端末を使用している。また、別途、各庁舎の窓口等において、収納業務、納税証明書発行業務等のため、窓口端末を設置している。

| 項目     | 仕様                                            |
|--------|-----------------------------------------------|
| CPU    | インテル Core-i5                                  |
| メモリ    | 8GB                                           |
| 画面サイズ  | 15.6 インチ                                      |
| 画面解像度  | 1366×768 以上                                   |
| OS     | Microsoft Windows 10（令和7年10月から Windows11 に移行） |
| ブラウザ   | Microsoft Edge、Google Chrome                  |
| ソフトウェア | Excel2016（令和7年10月から Excel2024 に移行）            |

- ・運用端末（本県が調達・管理する）

RPA用の端末として税務課に設置。

| 項目     | 仕様                                                |
|--------|---------------------------------------------------|
| CPU    | インテル Core-i5                                      |
| メモリ    | 16GB                                              |
| 画面サイズ  | 23.8 インチ                                          |
| 画面解像度  | 1920×1080 以上                                      |
| OS     | Microsoft Windows 10（令和 7 年 10 月から Windows11 に移行） |
| ブラウザ   | Microsoft Edge、Google Chrome                      |
| ソフトウェア | Excel2016（令和 7 年 10 月から Excel2024 に移行）            |

・レーザプリンタ（本県が調達・管理する）

システムから配信される各帳票の印刷用。各庁舎に設置。

| 項目   | 仕様                                                                                                      |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対応OS | Windows10 又は 11                                                                                         |
| 用紙   | A3、A4 用紙が同時に利用できること<br>用紙の自動選択機能を有すること<br>500 枚以上の給紙トレイ（A3、A4 対応）を 2 つ以上有すること<br>手差しトレイ（A3、A4 対応）を有すること |
| 印字   | GS1-128、QR コード、カスタマバーコードを印字できること                                                                        |
| 解像度  | 1200dpi 以上                                                                                              |

・ドットプリンタ（本県が調達・管理する）

複写用紙の印刷用。システムから配信される法人二税の申告書・納付書、軽油引取税の申告書・納付書の情報を専用紙に印刷している。税務課、東部県税局＜徳島庁舎＞、東部県税局＜吉野川庁舎＞、南部総合県民局＜阿南庁舎＞、西部総合県民局＜美馬庁舎＞に設置。

| 項目   | 仕様                                                   |
|------|------------------------------------------------------|
| 対応OS | Windows10 又は 11                                      |
| 用紙   | 幅 4～16 インチまでの連続用紙が利用できること<br>最大複写枚数 4 枚（連続用紙）に対応すること |
| 印字   | OCR-B フォントで印字ができること                                  |
| 解像度  | 180dpi 以上                                            |

・バーコードリーダー（本県が調達・管理する）

窓口収納時のコンビニバーコード読み取り、納税通知書等の返戻時の返戻用文書番号（OCR-B フォント）の読み取り、免税証のQRコードの読み取り用として使用している。各庁舎に設置。

|           |                                         |
|-----------|-----------------------------------------|
| 項目        | 仕様                                      |
| 種類        | ヘラ型二次元コードスキャナ                           |
| 接続インタフェース | USB（キーボード準拠）を有すること                      |
| 読取対象規格    | GS1-128、CODE39、QR コード、OCR-B フォントに対応すること |

・OCR装置（提案者が調達・管理する）

自動車税及び軽自動車税の申告書の読み取り用。東部県税局＜自動車税庁舎＞に設置。

|      |                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目   | 仕様                                                                                                                   |
| 用紙   | A3 用紙、 A4 用紙が読み取り可能であること                                                                                             |
| 読取仕様 | ドロップアウトカラーは、 3 色（赤、青、緑）およびマルチに対応すること<br>600dpi 以上で読み取り可能であること<br>TWAIN 規格に対応していること<br>ADF（オートドキュメントフィーダー）機能を搭載していること |

・BCPサーバ（提案者が調達・管理する）

税務課に設置。鍵付きサーバラックに格納。

### （３）各拠点の権限

利用者は所属する事務所及びロールの設定により担当業務の権限が付与されている。  
また、特定の利用者には全ての操作が可能な特権が付与される。

（ア）収納業務、収税業務

| 拠点名           | 納税証明書<br>発行業務 | 窓口収納<br>業務 | 収納消込<br>業務 | 収税業務                               |
|---------------|---------------|------------|------------|------------------------------------|
| 税務課           |               |            |            |                                    |
| 東部県税局＜徳島庁舎＞   | ○             | ○          | ○          | ○                                  |
| 東部県税局＜吉野川庁舎＞  | ○             | ○          |            | ○                                  |
| 東部県税局＜自動車税庁舎＞ | ○             | ○          |            | △ 9 月末まで<br>（ 1 0 月以降は各<br>庁舎に引継ぎ） |
| 鳴門総合サービスセンター  | ○             |            |            |                                    |
| 南部総合県民局＜阿南庁舎＞ | ○             | ○          |            | ○                                  |
| 西部総合県民局＜美波庁舎＞ | ○             | ○          |            |                                    |

|               |   |   |  |   |
|---------------|---|---|--|---|
| 西部総合県民局＜美馬庁舎＞ | ○ | ○ |  | ○ |
| 西部総合県民局＜三好庁舎＞ | ○ | ○ |  | ○ |

(イ) 課税業務

| 拠点名           | 法人二税<br>(特別税含む)<br>利子割<br>配当割<br>株式等譲渡所得割<br>県たばこ税<br>地方消費税 | 自動車税 | 左記以外の税目 |
|---------------|-------------------------------------------------------------|------|---------|
| 税務課           |                                                             |      |         |
| 東部県税局＜徳島庁舎＞   | ○                                                           |      | ○       |
| 東部県税局＜吉野川庁舎＞  |                                                             |      | ○       |
| 東部県税局＜自動車税庁舎＞ |                                                             | ○    |         |
| 鳴門総合サービスセンター  |                                                             |      |         |
| 南部総合県民局＜阿南庁舎＞ |                                                             |      | ○       |
| 西部総合県民局＜美波庁舎＞ |                                                             |      |         |
| 西部総合県民局＜美馬庁舎＞ |                                                             |      | ○       |
| 西部総合県民局＜三好庁舎＞ |                                                             |      |         |

※法人二税（特別税含む）の調定は、法人の住所コードで所管庁舎に割り振っている。

(4) 年間の調定件数等

「別紙7 県税決算書（令和5年度）」のとおり。

4 依頼内容

県税システムに関する以下の情報の提供を依頼する。

(1) 貴社税務システムに関する情報

- ・貴社税務システムの概要
- ・他都道府県における税務システムの導入運用実績

(2) 費用見積

見積条件は次のとおり。

(ア) 調達範囲は次のとおり。システム導入、稼働環境の提供、運用保守を対象とする。

(別紙1 構成図参照のこと。)

- ・プロジェクト管理
- ・システム導入

- ・データ移行
- ・職員研修の実施
- ・システムの運用保守
- ・成果物作成

(イ) 導入及び運用保守のスケジュールは次のとおりとする。

- ・導入期間：提案による
- ・運用期間：導入期間終了日の翌日から５年間とする

※導入期間を伴わない場合の運用期間は

令和９年１月１日～令和１３年１２月３１日までの５年間とする

(ウ) 年度ごとに必要な費用を記載すること。

(エ) 導入及び運用保守に係る費用の総額は、**６７３，０００，０００円（税込）**を下回ること。

(オ) 以下の場合を除き、導入及び運用保守期間において追加の費用は発生しないこと。

- ・県固有の外部連携先の連携インタフェースの追加、変更によるもの
- ・事務所統廃合等の大規模な組織変更によるもの
- ・条例改正により本県独自の税目を追加した場合によるもの

(カ) 別紙２機能仕様一覧の仕様を満たすこと。ただし、代替案があればその内容を各機能仕様一覧兼確認表の補足欄に記載すること。

(キ) 別紙３外部インタフェース要件一覧の内容を満たすこと。なお、見積りの作成上、具体的な外部連携機関の情報や、ファイルレイアウトが必要である場合は、下記問合せ先までメールにて問い合わせること。

(ク) 別紙４情報保存期間一覧兼確認表の内容を満たすこと。ただし、代替案があればその内容を情報保存期間一覧兼確認表の補足欄に記載すること。

(ケ) 別紙５運用保守仕様一覧兼確認表の内容を満たすこと。ただし、代替案があればその内容を運用保守仕様一覧兼確認表の補足欄に記載すること。

(コ) 導入期間の要件について、本県の想定は別紙６システム導入業務の要件のとおりであるが、代替案があれば提案すること。

(サ) データ移行について、現行システムのファイル定義書と抽出データ（ＣＳＶ形式）を、現行システム保守事業者から提出することを想定しているが、提出時期や条件等について提案すること。

### (３) 情報セキュリティ対策

システムの情報セキュリティ対策について、特筆すべき事項があれば提案すること。

### (４) その他

- ・別紙２機能仕様一覧以外の機能を有する場合、その機能名と概要
- ・その他提案

## 5 システム要求資料等の交付

本 R F I への参加を希望する事業者には、以下の資料を交付するので、次の方法により申請すること。

### (1) 交付方法

以下のメールアドレスあてに申請すること。

タイトルは、「税務システム要求資料送付依頼」とすること。

メール：zeimuka@pref.tokushima.lg.jp

### (2) 申請期限

令和7年7月18日（金）正午

### (3) 交付資料

申請内容を確認後、以下の資料一式を返信する。

- ・別紙1 構成図
- ・別紙2 機能仕様一覧兼確認表
- ・別紙3 外部インタフェース要件一覧
- ・別紙4 情報保存期間一覧兼確認表
- ・別紙5 運用保守仕様一覧兼確認表
- ・別紙6 システム導入業務の要件
- ・別紙7 県税決算書（令和5年度）

## 6 情報提供資料の提出方法について

### (1) 提出様式

- ・貴社税務システムに関する情報（任意様式）
- ・他都道府県における税務システムの導入運用実績（任意様式）
- ・見積書（任意様式）
- ・別紙2 機能仕様一覧兼確認表
- ・別紙4 情報保存期間一覧兼確認表
- ・別紙5 運用保守仕様一覧兼確認表
- ・データ移行及びシステム導入の実施計画（任意様式）
- ・その他（任意様式）

### (2) 提出方法

以下のメールアドレスあてに申請すること。

タイトルは、「税務システムに係る資料提供」とすること。

メール：zeimuka@pref.tokushima.lg.jp

### (3) 提出期限



令和7年8月29日（金）正午

上記の期日までにおいて、随時受付けを行う。

## 7 その他

- ・このRFIは、調達内容の検討や予算規模を検討するための手段であって、契約を前提としたものではありません。
- ・資料の提供にあたって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいて構いません。
- ・この情報提供依頼に係る資料等の作成、提出等に係る経費は、提出者の負担とします。
- ・提供された資料等につきましては一切返却しません。
- ・提供された資料等については、本目的にのみ使用し、許可なく公表することはありません。
- ・提供された資料等について、後日、ヒアリング又は追加資料の提供をお願いする場合があります。
- ・このRFIに関する質問については、令和7年8月25日（月）正午までに受け付けます。  
なお、質問は必ずメールにて、下記問合せ先のアドレスに送付してください。また、件名は「RFIに関する質問（企業名）」としてください。

## 8 問合せ先

770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部税務課 県税システム担当

電 話 088-621-2078

メール zeimuka@pref.tokushima.lg.jp